

東京都目黒都税事務所 広報事項（令和4年10月）

- 10月は不正軽油防止強化月間です・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！・・・・・・・・・・2
- 小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します・・・・・・・・・・3
- 中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～・・・・・・・・4
- 認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます・・・・・・・・・・5
- 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について・・・・・・・・・・6
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税を減免します・・・・・・・・・・7
- eL T A X電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について・・・・・・・・・・9
- 来所せずにお手続きができます・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・・・11
- 合同不動産等公売のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- インターネット公売（動産・自動車・不動産等）のお知らせ・・・・・・・・・・13



10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「大気汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたらお知らせください。

不正軽油110番 0120-231-793

E-mail S0080214@section.metro.tokyo.jp



また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等にて燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部調査査察課（03-5388-2958）までお問い合わせください。

[東京都主税局ホームページ](#)

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月30日（金）に「自動車税（種別割）減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日（月）までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は令和5年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）



昨年度に引き続き、令和4年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します **23区内**

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和4年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

中小企業者向け省エネ促進税制

●● 法人事業税・個人事業税の減免 ●●

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kI 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & A も掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ① 令和6年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和6年3月31日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下）

【税額の算出方法】

住宅の価格 - 1,300万円 = 課税標準額

課税標準額 $\times \frac{3}{100}$ （税率） = 税額

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税を減免します

● 減免の要件

1 住宅に係る要件

□ 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

□ 次の①、②のいずれかに該当すること

① 太陽光発電システム（※1）を設置していること

② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金交付要綱の助成対象のものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

□ 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

□ 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の5割

□ 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続

□ 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については

主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは主税局HPをご確認ください

主税局 住宅新築

検索



地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。



納税事務の負担が軽減されます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、機械装置・器具備品・構築物などの償却資産、事業用家屋が対象になります。

軽減措置の対象

対象の固定資産	要件																		
償却資産	下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの ○生産、販売活動等に直接使用する設備であること ○中古資産でないこと <対象設備>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低取得価格</th> <th>販売開始時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td>10年以内</td> </tr> <tr> <td>工具（測定工具・検査工具）</td> <td>30万円以上</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>30万円以上</td> <td>6年以内</td> </tr> <tr> <td>建物附属設備※</td> <td>60万円以上</td> <td>14年以内</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>120万円以上</td> <td>14年以内</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期	機械及び装置	160万円以上	10年以内	工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内	器具及び備品	30万円以上	6年以内	建物附属設備※	60万円以上	14年以内	構築物	120万円以上	14年以内
	設備の種類	最低取得価格	販売開始時期																
	機械及び装置	160万円以上	10年以内																
	工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	5年以内																
	器具及び備品	30万円以上	6年以内																
	建物附属設備※	60万円以上	14年以内																
構築物	120万円以上	14年以内																	
※償却資産として課税されているものに限る。																			
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること																		
	○生産、販売活動等に直接供する家屋であること																		
	○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること																		
	○新築であること																		

適用期間

○償却資産（構築物を除く）は、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

○事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例率

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。

※東京都（23区）は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html>

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

（償却資産については償却資産班、事業用家屋については固定資産税班）

主税局 生産性革命

検索



来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納税

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
 - ・ モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
（※アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。）

利用できるアプリ （令和4年10月1日時点）



注意事項

- 領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※Pay Bとモバイルレジについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



合同不動産等公売のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

公 告 日	令和 4 年 9 月 30 日(金)
入 札 期 間	令和 4 年 10 月 20 日(木)～令和 4 年 10 月 27 日(木)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和 4 年 10 月 31 日(月) 午前 10 時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報><https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

インターネット公売(動産・自動車・不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産・自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産・自動車	不動産等
	令和4年10月7日(金)13時～令和4年10月25日(火)23時	
入札期間	令和4年11月1日(火)13時～ 令和4年11月3日(木)23時	令和4年11月1日(火)13時～ 令和4年11月8日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産・自動車・不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報はホームページをご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

主税局ホームページ<公売情報><https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索